

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年 3 月 26 日

水 曜 日

号 外(4)

## 目 次

### 告 示

○富山県民会館の利用料金の額についての一部改正	1
○富山県教育文化会館の利用料金の額についての一部改正	3
○富山県高岡文化ホールの利用料金の額についての一部改正	4
○富山県新川文化ホールの利用料金の額についての一部改正	5
○富山県民小劇場の利用料金の額についての一部改正	6
○富山県利賀芸術公園の利用料金の額についての一部改正	7
○高志の国文学館の使用料の額についての一部改正	8
○富山県民共生センターの利用料金の額	
○富山県総合福祉会館の利用料金の額	10
○富山県こどもみらい館の使用料の額についての一部改正	11
○富山県国際健康プラザの利用料金の額についての一部改正	
○富山県立都市公園の特定有料公園施設の利用料金の額についての一部改正	12
○県民公園の有料公園施設の利用料金の額についての一部改正	
○富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料についての一部改正	13
○富山県総合体育センターの利用料金の額についての一部改正	14
○富山県営体育施設の利用料金の額についての一部改正	15
○富山県立近代美術館の特別観覧料の額についての一部改正	
○富山県水墨美術館の特別観覧料の額についての一部改正	
○土地改良区の定款変更の認可	16

## 告 示

### 富山県告示第142号

富山県民会館の利用料金の額についての一部改正について

富山県民会館の利用料金の額について（平成18年富山県告示第 236号）の一部を次のように改正し、平成26年 4 月 1 日から施行する。

平成26年 3 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「11,300」を「11,620」に、「5,800」を「5,970」に、「1,470」を「1,510」に、「4,730」を「4,870」に、「5,780」を「5,950」に、「260」を「270」に、「1,580」を「1,630」に、「1,890」を「1,940」に、「2,630」を「2,710」に、「バレーシート」を「バレエシート」に、「320」を「330」に、「7,000」を「7,200」に、「2,940」を「3,020」に、「1,050」を「1,080」に、「8,930」を「9,190」に、「3,300」を「3,390」に、「840」を「860」に、「740」を「760」に、「9,000」を「9,260」に、「1,370」を「1,410」に、「1,260」を「1,300」に、「2,000」を「2,060」に、「530」を「550」に、

「	スポットライト（1.5キロワット）	1台	630
	タワースタンド	1台	260

を

「	スポットライト（1.5キロワット）	1台	650
---	-------------------	----	-----

に、「3,150」を「3,240」に、「2,420」を「2,490」に、「700」を「720」に、「1,000」を「1,030」に、「1,500」を「1,540」に、「1,300」を「1,340」に、「630」を「650」に、

「	テープレコーダー（オープン、カセット、DAT）	1台	1,580
	CDプレーヤー	1台	1,580

を

「	テープレコーダー（オープン、カセット）	1台	1,630
---	---------------------	----	-------

に、「CDレコーダー」を「CD・MDレコーダー」に改め、同時通訳等設備の項を削り、「ビデオテープレコーダー」を「及びビデオテープ・DVDレコーダー」に、「2,850」を「2,930」に、「ビデオテープレコーダー」を「ビデオテープ・DVDレコーダー」に、「2,100」を「2,160」に、

「 その他	中継室	1室	1,890
	浴室	1室	1,580
	囲碁盤	1面	110

を

「 その 他	浴室	1室	1,630
	囲碁盤	1面	110

に、「2枚1組」を「1枚」に改め、表備考第2項中「、利用時間4時間についての額と」を「利用時間4時間についての額とし、利用時間4時間未満の端数は4時間として計算」に改める。

(文化振興課)

## 富山県告示第143号

富山県教育文化会館の利用料金の額についての一部改正について

富山県教育文化会館の利用料金の額について（平成18年富山県告示第237号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「11,300」を「11,620」に、「5,600」を「5,760」に、「1,470」を「1,510」に、「5,780」を「5,950」に、「4,730」を「4,870」に、「260」を「270」に、「1,580」を「1,630」に、「1,890」を「1,940」に、「2,630」を「2,710」に、

「	地がすり	1枚	1,580	」
---	------	----	-------	---

を

「	地がすり	1枚	1,630
	バレエシート	1式	1,630

に、「320」を「330」に、「7,000」を「7,200」に、「250」を「270」に、「3,570」を「3,670」に、「210」を「220」に、「2,940」を「3,020」に、「3,300」を「3,390」に、「840」を「860」に、「ビデオテープレコーダー」を「ビデオテープ・DVDレコーダー」に、「2,850」を「2,930」に、「2,100」を「2,160」に、「ヘッドライト」を「フットライト」に、「9,000」を「9,260」

に、「1,370」を「1,410」に、「1,260」を「1,300」に、「2,000」を「2,060」に、「530」を「550」に、「3,150」を「3,240」に、「700」を「720」に、「1,000」を「1,030」に、「1,500」を「1,540」に、「630」を「650」に、「CDプレーヤー」を「CD・MDレコーダー」に、「1,300」を「1,340」に、「1,200」を「1,230」に改め、表備考第2項中「利用時間4時間についての額と」を「利用時間4時間についての額とし、利用時間4時間未満の端数は4時間として計算」に改める。

(文化振興課)

#### 富山県告示第144号

富山県高岡文化ホールの利用料金の額についての一部改正について

富山県高岡文化ホールの利用料金の額について（平成18年富山県告示第238号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「11,300」を「11,620」に、「5,800」を「5,970」に、「1,470」を「1,510」に、「4,730」を「4,870」に、「1,580」を「1,630」に、「5,780」を「5,950」に、「260」を「270」に、「1,050」を「1,080」に、

「

浅黄幕	1枚	1,580
-----	----	-------

」  
を

「

ジョーセット幕	1式	1,630
浅黄幕	1枚	1,630

」

に、「1,890」を「1,940」に、「2,630」を「2,710」に、「バレーシート」を「バレエシート」に、「320」を「330」に、「7,000」を「7,200」に、「2,940」を「3,020」に、「8,930」を「9,190」に、「3,300」を「3,390」に、「840」を「860」に、「740」を「760」に、

ビデオプロジェクター（スクリーン・ビデオテープレコーダー付）	1式	2,850
教材提示卓	1台	2,100

を

ビデオプロジェクター（スクリーン及びビデオテープ・DVDレコーダー付）	1式	2,930
-------------------------------------	----	-------

に、「ビデオテープレコーダー」を「ビデオテープ・DVDレコーダー」に、「2,100」を「2,160」に、「9,000」を「9,260」に、「1,370」を「1,410」に、「1,260」を「1,300」に、「2,000」を「2,060」に、「530」を「550」に、「3,150」を「3,240」に、「2,420」を「2,490」に、「700」を「720」に、「1,000」を「1,030」に、「1,500」を「1,540」に、「1,300」を「1,340」に、「630」を「650」に改め、「DAT」を削り、「CDプレーヤー」を「CD・MDレコーダー」に、「420」を「430」に、「1,200」を「1,230」に改め、表備考第2項中「利用時間4時間についての額と」を「利用時間4時間についての額とし、利用時間4時間未満の端数は4時間として計算」に改める。

（文化振興課）

## 富山県告示第145号

富山県新川文化ホールの利用料金の額についての一部改正について

富山県新川文化ホールの利用料金の額について（平成18年富山県告示第239号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「11,300」を「11,620」に、「5,800」を「5,970」に、「1,470」を「1,510」に、「5,780」を「5,950」に、「4,730」を「4,870」に、「2,100」を「2,160」に、「260」を「270」に、「1,580」を「1,630」に、「1,890」

を「1,940」に、「2,630」を「2,710」に、「バレーシート」を「バレエシート」に、「320」を「330」に、「7,000」を「7,200」に、「3,570」を「3,670」に、「210」を「220」に、「2,940」を「3,020」に、「8,930」を「9,190」に、「3,300」を「3,390」に、「840」を「860」に、「740」を「760」に、「ビデオテープレコーダー」を「及びビデオテープ・DVDレコーダー」に、「2,850」を「2,930」に、「3,260」を「3,350」に、「420」を「430」に、「ビデオテープレコーダー」を「ビデオテープ・DVDレコーダー」に、「9,000」を「9,260」に、「1,370」を「1,410」に、「1,260」を「1,300」に、「2,000」を「2,060」に、「530」を「550」に、「630」を「650」に、「3,150」を「3,240」に、「2,420」を「2,490」に、「700」を「720」に、「1,000」を「1,030」に、「1,500」を「1,540」に、「1,300」を「1,340」に改め、「DAT」を削り、

「	CDレコーダー	1台	1,580
	CDプレーヤー	1台	1,580

を

「	CD・MDレコーダー	1台	1,630
---	------------	----	-------

に、「1,200」を「1,230」に改め、表備考第2項中「利用時間4時間についての額と」を「利用時間4時間についての額とし、利用時間4時間未満の端数は4時間として計算」に改める。

(文化振興課)

## 富山県告示第146号

富山県民小劇場の利用料金の額についての一部改正について

富山県民小劇場の利用料金の額について（平成18年富山県告示第240号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「5,800」を「5,970」に、「1,580」を「1,630」に、「260」を「270」に、「1,050」を「1,080」に、「バレーシート」を「バレエシート」に、「320」

を「330」に、「210」を「220」に、「映画設備及び視聴覚機器」を「映写設備及び視聴覚機器」に、「3,300」を「3,390」

に、「840」を「860」に、「・ビデオプレーヤー」を「及びビデオテープ・DVDレコーダー」に、「2,850」を「2,930」に、「ビデオテープレコーダー」を「ビデオテープ・DVDレコーダー」に、「2,100」を「2,160」に、「740」を「760」に、「4,830」を「4,970」に、「2,420」を「2,490」に、「950」を「980」に、「530」を「550」に、「1,370」を「1,410」に、「1,260」を「1,300」に、「2,630」を「2,710」に、「700」を「720」に、「1,000」を「1,030」に、「1,500」を「1,540」に改め、「DAT」を削り、「CDプレーヤー」を「CD・MDレコーダー」に改め、表備考第2項中「利用時間4時間についての額と」を「利用時間4時間についての額とし、利用時間4時間未満の端数は4時間として計算」に改める。

(文化振興課)

## 富山県告示第147号

富山県利賀芸術公園の利用料金の額についての一部改正について

富山県利賀芸術公園の利用料金の額について(平成18年富山県告示第241号)の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「1,050」を「1,100」に、「1,600」を「1,650」に、「1,260」を

「1,300」に改める。

(文化振興課)

### 富山県告示第148号

高志の国文学館の使用料の額についての一部改正について

高志の国文学館の使用料の額について（平成24年富山県告示第 317号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「2,850円」を「2,930円」に、「2,420円」を「2,490円」に改める。

(文化振興課)

### 富山県告示第149号

富山県民共生センターの利用料金の額について

富山県民共生センター条例（平成9年富山県条例第1号）別表の1の表の知事が定める額は、次のとおりとし、平成26年4月1日から施行する。

富山県民共生センターの使用料の額について（平成9年富山県告示第 294号）は、平成26年3月31日限り、廃止する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

区分	品名	単位	金額（円）
楽器	ピアノ	1 台	1,510
舞台 設備	譜面台	1 台	270
映写 設備	16ミリフィルム映写装置	1 台	3,020
	スライドフィルム映写装置	1 台	1,630



及び 視聴 覚機 器	資料提示装置		1 台	1,630
	ビデオプロジェクター (スクリーン付)		1 式	2,930
	スクリーン		1 張	860
	スクリーン (移動式)		1 張	760
	ビデオテープレコーダー		1 台	2,160
照明 設備	Aセット	ボーダーライト、水平ゾンライト、サスペン ションライト、センターライト及びサイドライト	1 式	6,810
	Bセット	ボーダーライト、センターライト及びサイドラ イト	1 式	3,350
	アッパー水平ゾンライト		1 列	1,300
	ローア水平ゾンライト		1 列	1,300
	ボーダーライト		1 列	1,410
	サスペンションライト		1 式	1,630
	センターフォロースポットライト		1 台	1,030
	スポットライト (650ワット)		1 台	550
音響 設備	拡声装置 (マイク付・ホール用)		1 式	2,710
	拡声装置 (マイク付)		1 式	2,490
	ダイナミックマイクロフォン		1 本	720
	コンデンサーマイクロフォン		1 本	1,030
	ワイヤレスマイクロフォン		1 チャ ンネル	1,340
	テープレコーダー (カセット、DAT)		1 台	1,630
	LD・CDプレーヤー		1 台	1,630

## 備考

- 1 利用について特別に電気、ガス又は水を使用した場合には、附属設備の利用料金のほかに、それぞれこれらの実費相当額を徴収することができる。
- 2 この表に掲げる金額は利用時間4時間についての額とし、利用時間4時間未満の端数は4時間として計算する。

(男女参画・ボランティア課)

## 富山県告示第150号

富山県総合福祉会館の利用料金の額について

富山県総合福祉会館条例（平成11年富山県条例第46号）別表第1の知事が定める額は、次のとおりとし、平成26年4月1日から施行する。

富山県総合福祉会館の使用料の額について（平成11年富山県告示第 650号）は、平成26年3月31日限り、廃止する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

区分	品名	単位	金額（円）
映写 設備 及び 視聴 覚機 器	スライドフィルム映写装置	1 台	1,630
	資料提示装置	1 台	1,630
	ビデオ映写装置（スクリーン付・ホール用）	1 式	21,600
	ビデオ映写装置（スクリーン付・研修室用）	1 台	2,710
	スクリーン	1 張	860
	ビデオテープレコーダー	1 台	2,160
照明 設備	サスペンションライト、ミラースキャンスポットライ ト、スポットライト	1 式	2,810
	サスペンションライト	1 式	1,630
	スポットライト（移動式）	1 台	550
音響 設備	拡声装置（マイク付・ホール用）	1 式	2,710
	拡声装置（マイク付）	1 式	2,490
	ダイナミックマイクロフォン	1 本	720
	コンデンサーマイクロフォン	1 本	1,030
	ワイヤレスマイクロフォン	1 チャ ンネル	1,340
	テープレコーダー（カセット、DAT）	1 台	1,630
	LD・CDプレーヤー	1 台	1,630

## 備考

- 1 利用について、特別に電気、ガス又は水を使用した場合には、附属設備の利用料金のほかに、それぞれこれらの実費相当額を徴収する。

2 この表に掲げる金額は利用時間4時間についての額とし、利用時間4時間未満の端数は4時間として計算する。

(厚生企画課)

### 富山県告示第151号

富山県子どもみらい館の使用料の額についての一部改正について

富山県子どもみらい館の使用料の額について（平成6年富山県告示第236号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「2,650円」を「2,750円」に、「800円」を「850円」に、「550円」を「600円」に、「1,050円」を「1,100円」に改める。

(児童青年家庭課)

### 富山県告示第152号

富山県国際健康プラザの利用料金の額についての一部改正について

富山県国際健康プラザの利用料金の額について（平成18年富山県告示第231号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「300円」を「310円」に改める。

(健康課)

### 富山県告示第153号

富山県立都市公園の特定有料公園施設の利用料金の額についての一部改正について

---

富山県立都市公園の特定有料公園施設の利用料金の額について（平成24年富山県告示第185号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1の表中「11,810円」を「12,150円」に、「5,900円」を「6,070円」に、「370円」を「380円」に、「250円」を「260円」に改める。

2の表中「4,000円」を「4,110円」に、「20,000円」を「20,570円」に、「28,200円」を「29,010円」に、「18,800円」を「19,340円」に、「9,400円」を「9,670円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「4,700円」を「4,830円」に、「2,350円」を「2,420円」に、「1,180円」を「1,210円」に、「1,120円」を「1,150円」に、「300円」を「310円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「700円」を「720円」に、「610円」を「630円」に、「310円」を「320円」に改める。

（都市計画課）

## 富山県告示第154号

県民公園の有料公園施設の利用料金の額についての一部改正について

県民公園の有料公園施設の利用料金の額について（平成24年富山県告示第183号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「1,120円」を「1,150円」に、「610円」を「630円」に、「1,680円」を「1,730円」に、「840円」を「860円」に、「410円」を「420円」に、「13,250円」を「13,630円」に、「6,120円」を「6,290円」に、「3,060円」を「3,150円」に改める。

（都市計画課）

**富山県告示第155号**

富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料についての一部改正について

富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料について（昭和51年富山県告示第 313号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1の第4号中「1.05」を「1.08」に改める。

3の表中「21,000円」を「21,600円」に、「12,600円」を「12,960円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「6,300円」を「6,480円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「1,370円」を「1,400円」に改める。

4の表中「94,500円」を「97,200円」に、「126,000円」を「129,600円」に、「157,500円」を「162,000円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「36,750円」を「37,800円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「15,750円」を「16,200円」に、「24,250円」を「24,940円」に、「57,750円」を「59,400円」に、「51,980円」を「53,470円」に、「53,340円」を「54,860円」に、「74,840円」を「76,980円」に、「58,920円」を「60,600円」に、「11,240円」を「11,560円」に、「55,720円」を「57,310円」に、「59,200円」を「60,890円」に、「75,810円」を「77,980円」に、「185,220円」を「190,510円」に、「161,790円」を「166,410円」に、「146,490円」を「150,680円」に、「128,830円」を「132,510円」に、「107,460円」を「110,530円」に、「24,680円」を「25,390円」に、「21,220円」を「21,830円」に、「19,050円」を「19,600円」に、「11,800円」を「12,130円」に、「129,550円」を「133,250円」に、「65,450円」を「67,320円」に、「95,120円」を「97,840円」に、「52,500円」を「54,000円」に、「25,120円」を「25,840円」に、「102,190円」を「105,110円」に、「97,990円」を「100,790円」に、「1,360円」を「1,400円」に、「930円」を「960円」に、「13,500円」を「13,880円」に、「3,070円」を

「3,160円」に、「22,380円」を「23,020円」に、「21,040円」を「21,640円」に改め、同表先進医療料の項を削る。

5中「条例別表のその他の診断書等交付手数料」を「条例別表のその他の診断書交付手数料」に改め、5の表中「1,730円」を「1,780円」に、「2,920円」を「3,010円」に、「6,040円」を「6,210円」に改め、同表証明書書の項を削る。

6の表中「(1) 病院の定床数を超えた患者の入室」を「病院の定床数を超えた患者の入室」に、「8,400円」を「8,640円」に、「5,040円」を「5,180円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「2,520円」を「2,590円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「1,680円」を「1,730円」に改める。

(医務課)

## 富山県告示第156号

富山県総合体育センターの利用料金の額についての一部改正について

富山県総合体育センターの利用料金の額について（平成25年富山県告示第150号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1の表中「2,300」を「2,370」に、「800」を「820」に、「15,300」を「15,740」に、「1,000」を「1,030」に、「350」を「360」に、「700」を「720」に、「600」を「620」に、「1,500」を「1,540」に、「1,100」を「1,130」に、「2,030」を「2,090」に、「440」を「450」に、「810」を「830」に、「3,680」を「3,790」に、「1,050」を「1,080」に、「2,730」を「2,810」に、「630」を「650」に、「530」を「550」に改める。

2の表中「1,760」を「1,810」に、「1,170」を「1,200」に、「8,190」を「8,420」に、「2,630」を「2,710」に改める。

(教・スポーツ・保健課)

**富山県告示第157号**

富山県営体育施設の利用料金の額についての一部改正について

富山県営体育施設の利用料金の額について（平成25年富山県告示第 151号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「350」を「360」に、「770」を「790」に、「610」を「630」に、「530」を「550」に、「1,880」を「1,930」に、「1,140」を「1,170」に、「670」を「690」に、「270」を「280」に、「3,490」を「3,590」に、「700」を「720」に、「470」を「480」に、「2,370」を「2,440」に、「8,400」を「8,640」に、「1,050」を「1,080」に、「3,060」を「3,150」に、「3,380」を「3,480」に、「1,780」を「1,830」に、「2,010」を「2,070」に、「1,070」を「1,100」に、「2,650」を「2,730」に、「1,370」を「1,410」に、「660」を「680」に改める。

（教・スポーツ・保健課）

**富山県告示第158号**

富山県立近代美術館の特別観覧料の額についての一部改正について

富山県立近代美術館の特別観覧料の額について（昭和56年富山県告示第 688号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「2,000円」を「2,050円」に、「4,000円」を「4,100円」に改める。

（教・生涯学習・文化財室）

**富山県告示第159号**

富山県水墨美術館の特別観覧料の額についての一部改正について

富山県水墨美術館の特別観覧料の額について（平成11年富山県告示第294号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「2,000円」を「2,050円」に、「4,000円」を「4,100円」に改める。

（教・生涯学習・文化財室）

### 富山県告示第160号

土地改良区の定款変更の認可について

郷川土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成26年3月20日認可した。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一